

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

愛知学院大学は、学則において、社会連携・社会貢献に関する基本方針を次のように定めている。「本大学は、その教育研究成果を広く社会に提供し、社会の発展に寄与する。」（第1条の5）

これを踏まえ、愛知学院大学地域連携センター規程にて、実施方針を次のように定めている。「センターは、愛知学院大学が、学則第1条の5の規定に基づいて行う地域貢献の総合窓口として地域住民、NPO、行政、企業等との連携を深め、地域の文化及び経済の振興ならびに地域の発展に寄与することを目的とする。」（第3条）

点検・評価項目② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1: 学外組織との適切な連携体制
評価の視点 2: 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
評価の視点 3: 地域交流、国際交流事業への参加

キャンパスが所在する2自治体（名古屋市北区、日進市）、中央官庁（東海農政局）、民間組織（愛知県及び名古屋市商店街振興組合連合会、JA あいち尾東）、民間企業（いちい信用金庫、シーホース三河、イオンリテール東海）等と連携包括協定を締結し、実施にあたっては地域連携センターが学内教育研究者と学外機関及び人材とのコーディネーター機能を果たしている。

社会連携・社会貢献に関する活動は、学部及び地域連携センターがそれぞれ単独で、状況に応じ協同して、協定締結先、地域組織、非営利組織等との連携事業として教育研究（課題解決プロジェクト、商品・サービス開発プロジェクト、サービスラーニング・プロジェクト等）を推進している。

地元自治体やコミュニティとの地域交流に加え、域学連携の観点から遠隔地の自治体（北海道檜山郡厚沢部町）の課題解決を学修の機会と捉えアウトキャンパス事業を展開している。また、国際交流事業については草の根レベルの活動に加え、モンゴル、ラオス（以上、歯学部主導）、ベトナム（心身科学部主導）等の大学や各種機関との学術交流を推進している。

**点検・評価項目③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点 2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献に係る地域連携センターが関連する事業については、起案時点で各種事業実施の適切性を学内で審査し、実施後は年度末に同センター運営委員会にて審議、年次事業報告書にて実施内容を発信している。

(2) 長所・特色

特になし。

(3) 問題点

学部・研究科、研究所、センター毎の社会連携・社会貢献に係る活動は、事業予算計画で把握する段階に留まっており、現場における推進実態の把握に課題を残す。現在、地域連携センターが全学に対して、社会連携・社会貢献事業の情報を集約する方法を検討している。

社会連携・社会貢献に係る事業毎でPDCAサイクルを考えた場合、C(チェック)機能が未整備であり、P(プラン)とD(実施)の繰り返しに終始している傾向が強いことが問題であり、完了報告等の方法の整備が課題といえる。

(4) 全体のまとめ

社会問題は、大学単体で解決することは現実的ではなく、多くの社会資源(他大学、自治体、非営利組織、企業、ボランティア等)との協同を通じて初めて効果的に解決策が実践できる。本学地域連携センターの対応する社会問題は、複合的な要因から生じたものが多く、年を通じて、適切な連携パートナーの発掘と依頼を行っているのが現状である。今後は、対策にも他大学の専門領域、非営利団体、企業、プロボノをはじめとするボランティア人材との協業が欠かせず、日常的な連携体制のためコーディネート機能の強化に努める。